

# 業 務 企 画 提 案 説 明 書

- 1 業務の概要
- 2 企画提案を求める具体的内容
- 3 業務企画提案説明書に対する質問に関する事項
- 4 業務企画提案書の提出者に要求される資格
- 5 業務企画提案書の提出者を選定するための基準
- 6 非選定理由に関する事項
- 7 業務企画提案書に関する事項
- 8 業務企画提案書の特定
- 9 非特定理由に関する事項
- 10 その他の留意事項

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

令和6年度認知症早期診断推進業務委託

### (2) 業務目的

認知症早期診断の推進のため、認知症サポート医の養成、認知症サポート医フォローアップ研修及びかかりつけ医認知症対応力向上研修を実施することを目的とする。

## 2 企画提案を求める具体的内容

別紙「令和6年度認知症早期診断推進業務委託に係る仕様書」に基づくものとする。

## 3 業務企画提案説明書に対する質問に関する事項

### (1) 受付期間

令和6年5月2日（木）から令和6年5月8日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

### (2) 受付場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県子ども・福祉部長寿社会課 長寿社会企画班

TEL (086) 226-7326 Fax (086) 224-2215

### (3) 受付方法

原則としてファックス又は郵送とする。

ただし、ファックス又は郵送で提出した場合は、到達したことを電話で(2)の担当者に確認すること。

### (4) 回答方法

質問を受け付けた日から起算して3日以内かつ業務企画提案書の提出期限の日の前日の午後5時までにファックス等で回答する。

## 4 業務企画提案書の提出者に要求される資格

公示5の応募要件を満たす団体であること。

5 業務企画提案書の提出者を選定するための基準

期限までに提出のあった参加意思確認書を審査し、公示5の応募要件を満たしていること。

6 非選定理由に関する事項

- (1) 参加意思確認書を提出した者のうち、業務企画提案書の提出者として選定しなかった者に対し、選定しなかった旨及びその理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により非選定理由についての説明を求めることができる。
- (3) (2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- (4) 非選定理由の説明請求の受付場所、受付時間及び受付方法並びに回答方法は以下のとおりとする。
  - ア 受付場所 3(2)に同じ
  - イ 受付時間 午前9時から午後5時まで
  - ウ 受付方法 原則としてファックスによる
  - エ 回答方法 原則としてファックスによる

7 業務企画提案書に関する事項

- (1) 業務企画提案書の種類及び提出部数
  - ア 業務企画提案書 5部
  - イ 見積書 1部
- (2) 業務企画提案書の形式及び内容  
別紙様式第2号のとおり
- (3) 問い合わせ先  
3(2)に同じ
- (4) 提出期限  
令和6年5月10日（金）午後5時まで
- (5) 提出場所  
3(2)に同じ
- (6) 提出方法  
持参又は郵送による（提出期間内に必着のこと）

8 業務企画提案書の特定

審査委員会において、評価を行い、評価点の合計でそれぞれ、最高点の業務企画提案書を令和6年度認知症早期診断推進業務委託の委託先候補として特定する。

特定された業務企画提案書の提出者（以下「特定者」という。）は、令和6年度認知症早期診断推進業務委託を行う事業予定者となるものとする。

#### 9 非特定理由に関する事項

- (1) 提出した業務企画提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知する。
- (2) (1) の通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により業務企画提案書が特定されなかった理由についての説明を求めることができる。
- (3) (2) の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- (4) 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間及び受付方法並びに回答方法は以下のとおりとする。
  - ア 受付場所 3(2)に同じ
  - イ 受付時間 午前9時から午後5時まで
  - ウ 受付方法 原則としてファックスによる
  - エ 回答方法 原則としてファックスによる

#### 10 その他の留意事項

「令和6年度認知症早期診断推進業務委託」に係る参加者の有無を確認する参加意思確認書等の提出に係る公示9のその他の留意事項に同じ

以 上